

保険給付が認められる療養費の申請について

装具の作成（コルセット・小児弱視の眼鏡など）や保険証不携帯等での10割負担による受診があった場合、自己負担金相当額（1割から3割）を助成します。

ただし、小児弱視の眼鏡については助成上限があります。

◆国民健康保険、後期高齢者医療に加入中（診療日時点）の方

福祉医療での手続きは不要ですが、医療保険課窓口にて各健康保険の手続きがあります。

国民健康保険・後期高齢者医療への持参物など、手続きについては各担当までお問い合わせください。

後日、登録されている口座に高額療養費等を除いた額を助成します。

◆国民健康保険、後期高齢者医療以外の健康保険組合等に加入中（診療日時点）の方

①医療保険課窓口での申請前に、各健康保険組合等で保険給付分（10割負担のうちの7割か8割）の申請手続きを行う。

②各健康保険組合等において保険給付が認められたら、通知が届く。

※保険によってはデジタルデータでの通知となるため、その際は印刷してご用意ください。

③下記書類を持参

各健康保険組合等の保険給付決定通知（原本）

領収書のコピー

福祉医療費受給資格証

作成指示書 または 意見書（※補装具申請の場合）のコピー

申請先：伊勢市役所医療保険課福祉医療係、各総合支所生活福祉課、各支所

注意事項

・領収書や作成指示書（意見書）の原本は各健康保険組合等への申請時に提出を求められることが多いため、事前にコピーをご用意ください。

・同月に他の医療機関の受診があり、高額療養費等の合算対象に該当する場合、自己負担限度額で按分して支給されるため、通知書の金額と見込額が合わないことがあります。

<お問い合わせ先>

●医療保険課福祉医療係：0596-21-5554

●ホームページ

